

【参考10】広域連携における「事務協定」、「規約」の例

（地方自治法上の一部事務組合方式の例）

〇〇広域事務組合理約

（名称）

第1条 この組合は、〇〇広域事務組合（以下「組合」という。）という。

（組織する町村）

第2条 組合は、次に掲げる町村（以下「関係町村」という。）をもって組織する。

- 〇〇町
- 〇〇町
- 〇〇町
- 〇〇村

（共同処理する事務）

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- （1）広域町村圏の振興整備に関する計画策定及び同計画に基づく事業の実施のための連絡調整に関する事務
- （2）〇〇に関する事務
- （3）〇〇に関する事務
- （4）消費生活センターの運営管理に関する事務

（事務所の位置）

第4条 この組合の事務所は、〇〇町〇〇番地に置く。

（議会の組織）

第5条 組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員の定数は〇人とする。

（議員の選任方法）

第6条 組合議会の議員は、関係町村の議会の正副議長をもってあてる。

（理事長、副理事長及び理事）

第7条 この組合に、理事長、副理事長1名及び理事〇名をおく。

- 2 理事長及び副理事長は、関係町村の長（以下「関係町村長」という。）の互選によって定める。

3 理事は、理事長及び副理事長以外の関係町村長をもってあてる。

(会計管理者)

第8条 この組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、理事長の属する関係町村の会計管理者の職にある者をもってあてる。

(監査委員)

第9条 この組合に監査委員〇名をおく。

2 監査委員は、理事長が組合議会の同意を得て、組合議会の議員及び知識経験者のうちからそれぞれ1名を選任する。

3 前項の監査委員の任期は、組合議会の議員のうちから選任された者については、組合議会の議員としての任期によるものとし、知識経験者のうちから選任された者にあっては〇年とする。

(補助職員)

第10条 前3条に定める者を除くほか、組合に必要な職員をおき、その定数は条例で定める。

2 前項の職員は、理事長が任命する。

(経費財源)

第11条 組合の経費は、組合の財産より生ずる収入、負担金、補助金、手数料、賦課金その他の収入をもってあてる。

(負担金の分賦の方法)

第12条 経常的経費に係る負担金の分賦割合は別表のとおりとし、事業の実施その他の特別な財政需要に係る負担金を分賦割合は、その都度組合議会において議決により定める

(ふるさと市町村圏基金の設置)

第13条 組合にふるさと市町村圏基金を設置する。

2 ふるさと市町村圏基金は、〇〇広域町村圏の整備振興のための事業の推進に資することを目的とする。

3 ふるさと市町村圏基金は、関係町村の出資金及び県の補助金により設置するものとする。

4 前項に規定する関係町村の出資金は、第14条の経常的経費に係る負担金の分賦割合とする。

第14条 ふるさと市町村圏基金に属する財産のうち、関係町村からの出資金総額及

び県からの助成金の合計額に相当する額は、これを処分することができない。

(出資相当額に対する関係町村の権利)

第 15 条 組合が解散する際には、ふるさと市町村圏基金に属する財産は、出資割合に応じて関係町村に帰属するものとする。

附則

1 この規約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 284 条第 1 項の規定により、
〇〇県知事の許可のあった日から施行する。

別表(第 12 条関係)

区分	分賦割合	備考
均等割合	100 分の 20	
人口割	100 分の 50	最近の国勢調査結果人口による
基準財政需要額割	100 分の 30	前年度の普通地方交付税の算定の基礎となった基準財政需要額による。

(地方自治法上の協議会方式の例)

〇〇地域消費生活相談窓口運営協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第19条第1項に規定する「商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため」の苦情処理のあっせんに関する事務（以下「消費生活相談業務」という。）を共同して執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、〇〇地域消費生活相談窓口運営協議会という。

(協議会を設ける町村)

第3条 協議会は、〇〇町、〇〇町、〇〇村、〇〇町及び〇〇町（以下「関係町村」という。）が、これを設ける。

(協議会の処理する事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 関係町村による消費生活相談業務の窓口設置及び運営に関する事務
- (2) 協議会運営に係る関係町村間の連絡調整に関する事務
- (3) その他前2号に係る課題で第13条に規定する会議の議決により必要と認めた事務

(消費生活相談窓口)

第5条 協議会は、消費生活相談業務の窓口を〇〇町に設置する。

- 2 前項の規定により設置する窓口の受付日及び受付時間は、〇〇町役場の開庁日及び開庁時間とする。
- 3 〇〇町長は、消費生活相談業務を処理する職員（以下「相談員」という。）を第1項に規定する窓口配置する。
- 4 協議会は、相談員の配置及び相談窓口の運営に係る経費の相当額を〇〇町に支出する。

(協議会の事務所)

第6条 協議会の事務所は、第7条に既定する会長が所属する町村役場内に置く。

(組織)

第7条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第8条 会長は、関係町村の長が協議して定めた町村長をもって、これに充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長の任期は、2年とする。
- 4 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第9条 副会長は、第10条に既定する委員の互選により、1人を定める。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 副会長の任期は2年とし、補欠副会長の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第10条 委員は、会長を除く関係町村の長をもって、これに充てる。

- 2 委員の任期は、関係町村の長としての任期による。
- 3 委員は、非常勤とする。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 協議会の事務に従事する職員は、会長である町村の長が、その補助機関たる職員のうちから、これを選任する。
- 3 会長は、協議会の事務に従事する職員のうちから主任の者（以下「事務局長」という。）を定めなければならない。
- 4 事務局長は、会長の命を受け協議会の事務を掌理する。

(協議会の会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、委員の1人以上のものから会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめ通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 会議は、在任委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数により決定する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を

求めることができる。

(幹事会)

第14条 協議会は、第4条各号に掲げる事項を専門的に協議又は処理するため、幹事会をおく。

- 2 幹事会は、関係町村の長が、その補助機関たる消費者行政を担当する管理職相当の職員のうちからそれぞれ選任した者をもって組織する。
- 3 幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係町村の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会は、その相当する事務を関係町村の名において管理し及び執行する場合においては、当該事務を関係町村の当該事務に関する条例、規則その他の規定の定めるところにより管理し及び執行するものとする。

(経費の支弁の方法)

第16条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用（以下「費用」という。）は、関係町村が負担する。

- 2 前項の規定により関係町村が負担する金額（以下「負担金」という。）は、協議会の予算において定めるものとし、関係町村の負担割合は次のとおりとする。
 - (1) 費用の5割を関係町村で均等に負担する。
 - (2) 費用の5割を関係町村の前々年度末現在の住民基本台帳人口により按分して負担する。
 - (3) 前2号の計算により生じた端数は、会長が所属する町村の負担金で調整する。
- 3 関係町村は、第1項の規定による負担金を毎年度の前期及び後期の始30日以内に、協議会に交付しなければならない。

(予算)

第17条 協議会の予算は、前条の規定により交付される負担金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の費用をその歳出とし、会議の議決を経なければならない。

- 2 協議会の予算の調製、会計年度は、関係町村の例によるものとし、その事務は会長が行う。
- 3 会長は、第1項の規定により予算が議決を経たときは、速やかに当該予算の写しを関係町村の長に送付しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第18条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。ただし、支出に当たり一時的に保管する現金についてはこの限りでない。

(決算)

第 19 条 会長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に協議会の決算を調製し、会議の認定を経なければならぬ。

2 会長は、前項の規定により決算が会議の認定を経たときは、速やかに当該決算の写しを関係町村の長に送付しなければならない。

(財産の取得管理及び処分又は公の施設の設置管理及び廃止の方法)

第 20 条 協議会の担当する事務の用に供する財産又は公の施設に関しては、関係町村が協議会と協議してそれぞれ取得し若しくは処分し、又は設置し若しくは処分するものとし、当該財産又は公の施設の管理は協議会が行う。

2 前項の財産又は公の施設を管理する場合においては、協議会は、関係町村の当該管理に関する条例、規則その他の規定の定めるところにより行うものとする。

(事務処理の状況の報告)

第 21 条 協議会は、毎会計年度少なくとも 1 回以上、協議会の管理し及び執行した事務の処理状況を記載した書類を、関係町村の長に提出するものとする。

(関係町村長の監視権)

第 22 条 関係町村の長は、必要があると認めるときは、協議会の管理し及び執行した事務について報告をさせ又は実施について事務を視察し若しくは出納を検閲することができる。

(協議会解散の場合の措置)

第 23 条 協議会が解散した場合においては、関係町村がその協議によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 前項の規定による決算は、事務を承継した関係町村において、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。

(委任)

第 24 条 この規約に定めるもののほか、協議会の担当する事務の管理及び執行その他協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(地方自治法上の事務の委託方式の例)

〇〇市と〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町及び〇〇村の
消費生活相談等の事務の委託に関する協議書

〇〇市、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町及び〇〇村（以下「関係市町村」という。）は、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町及び〇〇村が消費生活に関する相談及び苦情処理のあっせんに関する事務の管理及び執行の一部を、〇〇市に委託することについて、平成〇年〇月〇日までに、関係市町村すべての議会において議決を経たので、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づき、別紙のとおり規約を定めるものとする。

この協議の成立を証するため、本書〇通を作成し、関係市町村の長が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成〇年〇月〇日

〇〇市〇丁目〇番〇号
〇〇市
〇〇市長 〇 〇 〇 〇

〇〇郡〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇町
〇〇町長 〇 〇 〇 〇

〇〇郡〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇町
〇〇町長 〇 〇 〇 〇

〇〇郡〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇町
〇〇町長 〇 〇 〇 〇

〇〇郡〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇町

〇〇町長 〇 〇 〇 〇

〇〇郡〇〇村〇丁目〇番〇号

〇〇村

〇〇村長 〇 〇 〇 〇

(別紙)

〇〇市と〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町及び〇〇村の
消費生活相談等の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町及び〇〇村（以下「関係町村」という。）は、消費生活に関する相談及び苦情処理のあつせん（以下「消費生活相談等」という。）の一部に関する業務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を、〇〇市に委託する。

2 前項の規定により各町村が〇〇市に委託する消費生活相談等の事務は、各町村の住民が〇〇市消費生活センターに申し出た消費生活相談等に関する事務とする。

(管理及び執行方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、〇〇市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、各町村の負担とする。

2 前項の規程により各町村が負担すべき経費（以下「負担金」という。）は、均等割額及び相談件数割額とする。

(決算)

第4条 〇〇市長は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を各町村長に通知するものとする。

(連絡会議)

第5条 〇〇市長は、各町村長と委託事務に関する予算、決算、管理及び執行についての定期の連絡会議を、年1回開催するものとする。ただし、各町村長からの申出があるときその他必要があると認めたときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例の制定改廃等)

第6条 〇〇市は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに各町村に通知するものとする。

2 各町村は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表するものとする。

(委託の期間)

第7条 この規約に定める委託事務の委託期間は、この規約の施行の日から1年間とする。ただし、各町村から委託配置の申出がない場合は、委託期間の満了の日の翌日からさらにこれを1年間継続するものとし、以後も同様とする。

2 前項の委託廃止の申出は、少なくとも委託期間満了6ヶ月前までに書面をもって〇〇市長にしなければならない。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し、必要な事項は、〇〇市長及び各町村長が協議して定める。

附則

この規約は平成〇年〇月〇日から施行する。

(任意の事務協定に基づく例 (中心市集約方式の例))

消費生活相談の広域的対応に関する協定書

〇〇市、〇〇町及び〇〇町 (以下「関係市町」という。) は、消費生活に関する苦情・相談等 (以下「消費生活相談」という。) の広域的対応について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 関係市町住民からの消費生活相談は、広域的に連携して行うことにより、住民サービスの向上に資することを目的とする。

(実施方法)

第2条 消費生活相談の広域的対応窓口は、〇〇市消費生活センターとする。

2 消費生活相談の受付時間等については、別に定める。

(経費の負担)

第3条 関係市町は、消費生活相談に係る経費を負担するものとする。

2 前項の負担方法等は、関係市町が協議のうえ、別に定めるものとする。

(協定の期間)

第4条 この協定の期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとする。

2 この協定期間満了前に関係市町が解除の通知をしない時は、期間満了の翌日から引き続き1年間効力を有するものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、関係市町が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書〇通を作成し、関係市町が記名押印の上、各時その1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇市長 ○ ○ ○ ○

〇〇町長

〇 〇 〇 〇

〇〇町長

〇 〇 〇 〇

(任意の事務協定に基づく例 (相互乗り入れ方式の例))

消費生活相談業務に関する協定書

〇〇市 (以下「甲」という) と〇〇町 (以下「乙」という) とは、消費生活相談業務について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙の区域内における在住者、在勤者又は在学者 (以下「在住者等」という) に係る消費生活相談業務 (商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理するための業務等をいう。以下「相談業務」という) を広域的に処理することにより、相談業務の効率化並びに消費生活における安全性及び利便性を向上させることを目的とする。

(実施内容)

第2条 甲及び乙は、甲及び乙の区域内における在勤者等に係る相談業務を甲の〇〇〇及び乙の〇〇〇において行うものとする。

(協定期間)

第3条 この協定期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとする。ただし、甲及び乙から特段の申し出がない限り翌年度1年間更新するものとし、以後の年度においても同様とする。

(情報交換等)

第4条 甲及び乙は、消費生活に関する業務を円滑に遂行するため、情報交換及び連絡調整を行うものとする。

2 甲及び乙は、被害を未然に防止するために特に必要があると認められたときには、速やかに相互に情報提供を行うものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し、疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号
〇〇市長 〇 〇 〇 〇

乙 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇〇丁目〇番〇号
〇〇町長 〇 〇 〇 〇

(任意の事務協定に基づく例 (巡回方式の例))

消費生活相談員の設置に関する協定書

〇〇市、〇〇市及び〇〇町は、消費生活相談員の設置に伴い、以下のとおり協定を締結する。

第1条 〇〇市、〇〇市及び〇〇町は、消費生活の相談等に対応するため、共同して消費生活相談員を設置するものとする。

第2条 消費生活相談員の決定及び解除は、〇〇市、〇〇市及び〇〇町で協議の上決定するものとし、〇〇市が代表で委託契約を結ぶものとする。

第3条 各市町における消費生活相談員の配置日は次のとおりとする。

〇〇市 月曜日、木曜日

〇〇市 火曜日、金曜日

〇〇町 水曜日

第4条 〇〇市、〇〇市及び〇〇町は、消費生活相談員の設置に関するすべての経費を次の表のとおり負担するものとする。

自治体名	均等割額	人口割額	小計	その他	合計
〇〇市					
〇〇市					
〇〇町					
計					

備考 均等割額 3割 人口割額 7割 (ただし、人口は予算措置年度の前年度4月1日現在の住民基本台帳の数値を基に算定する。)

第5条 消費生活相談員の設置に係る経費は、〇〇市が〇〇市及び〇〇町から負担金を受け入れて支出するものとする。ただし、協議により〇〇市又は〇〇町が支払うこともできるものとする。

この協定の成立した証として、協定書を〇部作成し、関係市町が記名押印の上、各時その1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇市長 〇 〇 〇 〇

〇〇市長 〇 〇 〇 〇

〇〇町長 〇 〇 〇 〇